

中小企業の交際費等



法人税の計算上、原則として、交際費等の額は損金（税法上の経費）になりませんが、資本金の額が1億円以下の法人で大法人（資本金5億円以上の法人）による完全支配関係がない中小企業については、交際費等の額のうち年800万円までの金額については、特例として損金として認められます。そこで、どのようなものが交際費等になるのか解説したいと思います。

1 交際費等とは

交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入れ先その他事業に関係する者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

言いかえすと、「取引先や事業に関係のある者に対して支出する、接待などの費用」となります。なお、「事業に関係のある者」には、自社の役員や従業員、株主も含むことに注意が必要です。

具体的には、下記のようなものが交際費等に当たります。

- ①取引先を接待（宴会、ゴルフ、旅行、観劇に招待など）するための費用
- ②取引先へ渡したお中元やお歳暮
- ③取引先の慶弔見舞に際し支出する金品等の費用
- ④株主総会で出席者へお土産を渡した費用
- ⑤一部の従業員のみを対象とした宴会、慰安旅行

2 交際費等に含まれないもの

飲食や慰安にかかる費用がすべて交際費等となるわけではありません。たとえば、以下の支出は交際費等から除くことができます。

- ①一人当たり5千円以下の飲食費で、飲食のあった年月日、会場名、参加者の指名、人数、参加者との関係性、領収書等を保存している場合（ただし、専ら自社の役員や従業員、親族に対する支出は交際費等になります。）
- ②福利厚生費とされるもの（従業員やその親族等の慶弔見舞に際し支出する金品等の費用。従業員のための健康診断費用で通常範囲内の費用であるもの。社内の忘年会、新年会、歓送迎会で通常要する費用、社員旅行や合宿、研修。）※従業員一律にされるもので、社会通念上妥当とされる金額に限ります。取引先と同行する旅行や宴会などは交際費等になります。
- ③広告宣伝費とされるもの（カレンダー、手帳、うちわ等を贈るために通常要する費用。不特定多数の者に対して宣伝を目的とした景品、賞品などに要する費用。）
- ④会議費とされるもの（会議に関連して、弁当やお菓子などを用意するために通常要した費用。）
- ⑤新聞、雑誌等の出版物または放送番組を編集するために行われる座談会、その他記事の収集のための取材に通常要する費用
- ⑥寄付金とされるもの（社会事業団体、政治団体に対する拠金、神社の祭礼等の寄贈金等）

3 注意点

交際費等は定義や範囲が広範にわたり、また「事業を運営するうえで必要な費用」と「プライベートで支出したお金」の線引きがあいまいになる可能性があるため、「これは交際費に該当するのか？」と悩む方も少なくないと思います。

また、従業員のための福利厚生費であっても、一部の従業員だけで行われるものや、社会通念上妥当とされる金額を超えるもの、国内の社員旅行で4泊5日以内（海外の場合は外国滞在日数が4泊5日以内）でない場合等には、その従業員に対する給与として取り扱われます。また、旅行に参加できなかった従業員に現金を支給した場合には、その社員旅行に要したすべて（旅行に参加した人も）が、給与として取り扱われます。また通常範囲内の健康診断費用であっても後日、その従業員に実費を金銭等で支払う場合にも給与として取り扱われます。

同様に、福利厚生費や交際費等であっても、社長や役員の個人的な支出と判断された場合には、「役員への給与（役員報酬）」として取り扱われます。役員報酬として取り扱わなければいけない場合には、役員報酬に認定された額が損金不算入（税法上の経費にならない）となるほか、役員報酬（従業員であれば給与）について源泉徴収が必要です。役員個人の所得（従業員であれば給与所得）も増えるため、所得税も追加で課税されます。また消費税についても、非課税仕入れとなるため、消費税も追加で支払うこととなります。

そうならないためには、領収書などの保存はもちろんのこと、プライベートな支出ではないことを証明するために、

- ①参加者との関係性、人数、氏名
- ②支出の理由、目的など
- ③会議であれば会議録など
- ④視察や研修であれば視察資料、研修資料のレポートなど

費用の内容を把握し、日ごろから説明できるよう備えておきましょう。

ほかにも福利厚生費や交際費等は、上記のほかにも細かく規定がされています。

取扱い方により、損金（税法上の経費）にならなかつたり、消費税の課税、非課税の判定、所得税（給与）の課税、非課税の判定にも影響をおよぼします。判断に迷われる場合や、判断が難しい場合には、税理士にご相談ください。